こ成母第 856 号
令和８年９月 24 日

各 都道府県 / 市町村 / 特別区 母子保健主管部（局）長　殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（　公　印　省　略　）

食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第５次食育推進基本計画の決定を踏まえた母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について

食育基本法の一部を改正する法律（令和８年法律第 24 号）の施行及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条第１項の規定に基づく「第５次食育推進基本計画」の決定（令和８年６月 24 日食育推進会議）に伴い、今般、「食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第５次食育推進基本計画の決定を踏まえたこども施策における食育の推進について」(令和８年９月 24 日こ成母第 855 号・こ支家第 422 号こども家庭庁成育局長、支援局長通知)が発出されたところです。

各都道府県、市町村及び特別区におかれましては、下記の事項にご配慮の上、母子保健及び児童福祉分野における食育の更なる推進に努めていただきますようお願いします。

なお、「第５次食育推進基本計画」に基づく保育所及び認定こども園における食育の推進については、同日付けで、別途こども家庭庁成育局成育基盤企画課長より通知（食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第５次食育推進基本計画の決定を踏まえた保育所及び認定こども園における食育の推進について（令和８年９月 24 日こ成基第 246 号こども家庭庁成育局成育基盤企画課長通知））されていることを申し添えます。

記

１　地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について

食育基本法第 17 条及び第 18 条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、都道府県及び市町村における食育推進計画の作成に努めることとされている。「第５次食育推進基本計画」の決定に伴う各都道府県及び市町村における「食育推進計画」の見直しに当たっては、次世代育成支援対策推進法（平成

15 年法律第 120 号）第８条及び第９条に基づく市町村・都道府県行動計画や、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）第 11 条に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和５年３月 22 日閣議決定。以下「成育医療等基本方針」という。）も踏まえ、妊産婦や乳幼児をはじめとしたこどもの健全な食生活の重要性の観点から、関係計画との連携を図られたい。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、当該市町村においてすでに食育推進計画を作成している場合にはその見直しが、食育推進計画を作成していない場合にはその作成が、促進されるよう、積極的に働きかけていただくとともに、食育の推進がより一層充実するよう、必要な資料・情報の提供や技術的な支援にも努めていくなど、適切な支援をお願いする。

2　母子保健及び児童福祉分野における食育の取組の推進について

成育医療等基本方針を踏まえ、成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程）にある者及び妊産婦に対する栄養・食生活の支援を行うこと、疾病や障害、経済状態等、個人や家庭環境の多様性を踏まえた栄養指導等による母子保健の取組を推進することが重要である。

妊産婦の望ましい食生活の実現に向けては、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を活用し、妊産婦に対する食育の取組の充実が図られるよう支援をお願いする。

妊娠期や授乳期については、食生活を見直す契機となりやすいことや、親となる若い世代が、栄養・食生活に関する知識や取組を次世代につなげていくことが重要であることから、妊産婦や乳幼児の保護者に対する取組の推進をお願いする。

乳幼児期については、成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示した「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した食育の取組を推進していただくようお願いする。

また、地域や児童福祉施設等においては、こどもの成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」も活用の上、支援いただくようお願いする。その際、社会環境の変化や食をめぐる状況の変化に伴い、朝食欠食や孤食の機会が多いこどもや、経済状況等により食生活に影響を来たしているこどもなど、健全な食生活を送ることが難しいこどもがいることについても配慮いただきたい。

（参考）

〇妊産前からはじめる妊産婦のための食生活指針

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a29a9bee-4d29-482d-a63b-5f9cb8ea0aa2/848386e1/20230401_policies_boshihoken_shokuji_03.pdf

〇授乳・離乳の支援ガイド

20230401_policies_boshihoken_junyuu_01.pdf

〇児童福祉施設等における食事の提供ガイド

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f30b36e-6d64-49c2-812f-71fdef462c98/9e082688/20250924-policies-boshihoken-jidoufukukshi-eiyou-01.pdf

3　プレコンセプションケアの一環としての食育の取組の推進について

プレコンセプションケアとは、「性別を問わず，適切な時期に，性や健康に関する正しい知識を持ち，妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」取組である。こども家庭庁では、令和７年５月に策定した「プレコンセプションケア推進５か年計画」に基づき、国民一人ひとりがライフステージに応じ、必要な健康管理に主体的に取り組めるよう、環境の整備を進めているところである。

妊娠前の段階からの健康づくりは、プレコンセプションケアの推進の観点からも重要である。このため、プレコンセプションケアの推進に当たっては、食育の推進の観点から、プレコンサポーターを活用し、思春期から若年成人期にある者に対して、適正体重の維持、バランスのとれた食事、朝食摂取等の基本的な食習慣の確立に関する普及啓発を推進するとともに、将来の妊娠・出産に関連する栄養に関する知識の普及をお願いする。併せて、保護者世代を含めた「大人の食育」と一体的に取り組むことにより、家庭全体の食環境の改善を図ることにも配慮いただきたい。

また、学校、保健、医療等の関係機関と連携し、妊娠期へとつながる切れ目のない食育の推進を図られたい。

（参考）

〇プレコンセプションケア推進５か年計画

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/355db5bf-037d-4d17-bd25-d1382da80d5f/0b580c68/20250701_councilspreconception-care_05.pdf

○Web サイト「はじめよう プレコンセプションケア」
https://precon.cfa.go.jp/

○プレコンサポーター
https://precon.cfa.go.jp/precon-supporter/

4　多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要であることから、成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（令和 5 年 3 月 31 日子発 0331 第 18 号厚生労働省子ども家庭局長通知）においても、「朝食を欠食するこどもの割合」の減少など食育に関する目標を位置づけ、「健やか親子２１」等による全国的な普及啓発を推進することとしている。これらの目標の達成に向けて、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進をお願いする。また、地域における食育の取組の「見える化」と情報発信の強化に努められたい。

（参考）健やか親子２１　妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト
https://sukoyaka21.cfa.go.jp/